

令和7年度 糖尿病歯周病医科歯科連携推進事業 奈良市トライアル事業 Q&A

【A. 受診先・紹介先に関する質問】

質問1 かかりつけ医がない場合、どこに紹介すればよいですか？

回答

患者様が継続的に通院しやすい内科を紹介していただくことを推奨します。

受け入れ状況にも限界がありますので、必ずしも糖尿病専門医のいる医療機関を紹介する必要はありません。

今後の「かかりつけ医」になりやすい医療機関を選択してください。

参考：「医療情報ネット（ナビイ）」

<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

質問2 かかりつけ歯科医がない場合、どこに紹介すればよいですか？

回答

歯周病治療は専門医のいる医院でなくても、歯科標準のある歯科医院であれば対応可能です。

患者様が長期的に通院しやすい歯科医院を選択して紹介してください。

【B. 連携ツール・書類に関する質問】

質問3 JADEC 連携手帳は連携時に使用したほうがよいですか？

回答

糖尿病歯周病医科歯科連携は、継続的な情報共有が理想的です。

初回の連携は診療情報提供書を使用し、その後の HbA1c や口腔状態の情報共有は JADEC 連携手帳を活用する方法を推奨します。

積極的なご利用をお願いいたします。

質問4 既存の診療情報提供書を使っています。今回の専用診療情報提供書は必須ですか？

回答

本事業では、連携の円滑化と情報共有の標準化を目的に専用の診療情報提供書を使用することを推奨しています。

ただし、業務上の都合で利用が難しい場合は、既存の診療情報提供書を使用していただいても構いません。

専門の診療情報提供書を使用していただいたうえで、良かった点・改善点をアンケートにご

記入いただけすると幸いです。また使用しなかった場合も、理由をアンケートにご記載いただければありがとうございます。

【C. 対象患者・実施方法に関する質問】

質問5 対象患者全員にチェックリストやアンケートを行うのは困難です。どうすればよいですか？

回答

できる限り多くの症例を集めたいところですが、全患者を対象にする必要はありません。

診療に支障のない範囲でご協力いただければ十分です。実施しやすい例として：

- ・ 診療時間に余裕のあるときに実施する
- ・ 初診・再初診、歯周病検査初回時などタイミングを決めて行う
- ・ 午前・午後の最初または最後の患者で行う
- ・ 問診から糖尿病・歯周病が疑われる患者を対象にする
- ・ 抜歯など外科処置のタイミングで行う
- ・ 血糖コントロール悪化が疑われる患者に行う

1日1症例からでも構いません。

可能な範囲でご協力いただけましたら幸いです。

【D. 事業期間・実施フローに関する質問】

質問6 事業期間の意味を教えてください。

回答

事業実施期間：12月20日～2月10日

・患者対象抽出実施期間：12月20日～1月20日

この期間に患者選定、チェックリスト記入、説明、診療情報提供書の交付・郵送などを行ってください。

・返信結果の整理：～2月10日

2月10日までに届いた返書をもとにケースカードへ記録してください。

返信がなかった症例も必ずケースカードに記載してください。

【E. 返書・連絡方法に関する質問】

質問7 診療情報提供書はどのように医療機関へ届ければよいですか？

回答

- ・紹介状として送る場合：患者様へ手渡しし受診してもらう方法を推奨
- ・診療情報照会の場合：受診日が先になるケースが多いため、郵送が基本
ただし、すぐ受診する場合：手渡しも可

急ぎの場合：まずFAX送信し、後日に原本を手渡しまたは郵送も可能

電話での連絡もあればスムーズにいくと思います。
状況に応じて柔軟に対応してください。

【F. アンケートに関する質問】

質問8 アンケートはいつ記載すればよいですか？

回答

- 患者アンケート：チェックシートを渡した当日に記載してもらってください。
「糖尿病歯周病について説明するときにお渡しし、会計時に提出してもらう」など、
運用しやすい方法でご対応ください。
 - モデル医療機関アンケート（医科・歯科）：
事業終了時（2月10日）またはすべての症例の返信がそろった時点で記載し、
2月17日までに提出してください。
 - 返信を受け取った医療機関向けアンケート：
返書が届いた時点で記載してください。
複数症例があっても、1回の回答で構いません。
-

【G. 診療情報の照会を受けた医療機関に関する質問】

質問9 本事業の診療情報提供書を持って患者が受診しました。特別な対応は必要ですか？

回答

特別な診察や検査を追加する必要はありません。
通常の診療の中でご対応いただき、返書は専用診療情報提供書を利用して作成していただけたら幸いです。
そのうえで、アンケートへのご協力を願いいたします。